

## 事務補助員（委嘱員）の募集について

在ブリスベン日本国総領事館では、在留邦人数調査事務補助員（委嘱員）を1名募集します。応募資格、申込方法等は以下の通りですので、ご関心のある方は7月10日（金）までにご応募ください。

### 1. 応募資格

- （1）オーストラリアにおいて就労可能な査証を有する方
- （2）下記業務内容において支障のない範囲での日本語及び英語の会話が可能で、エクセル、ワード、メールを使用し業務が可能な方

### 2. 主な委嘱業務内容

- （1）在留邦人実態調査に係わる事務全般の補助
- （2）在留届に係わる事務全般の補助

### 3. 委嘱期間

2026年7月27日（月）から9月18日（金）まで（土日祝の当館休館日は除く）

### 4. 勤務時間

1日7時間（9時～12時30分及び13時30分～17時）

### 5. 委嘱料（税金込み。交通費等諸手当の支給はありません）

1日あたり238豪ドル

### 6. 応募方法

- （1）日本語による履歴書及び滞在資格を証明するVEVO等をメールに添付の上、7月10日（金）までに下記メールアドレスまでお送りください。メールの件名は「事務補助員（委嘱員）への応募」としてください。
- （2）書類選考後、7月13日（月）～17日（金）のいずれかの日に面接を実施予定ですので、予めご了承ください。
- （3）書類選考の結果、不採用となった方への個別連絡はいたしませんので、電話等による照会はお控えいただけますようお願いいたします。

【メール宛先】在ブリスベン日本国総領事館 領事班

メールアドレス：[consular@bb.mofa.go.jp](mailto:consular@bb.mofa.go.jp)